

工事成績条件付一般競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福山市条件付一般競争入札事務処理要綱第3条第13号の規定に基づき、工事成績の優秀な者の受注機会を拡大することにより工事情質の向上を図ることを目的とする「工事成績条件付一般競争入札」の試行について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 工事成績条件付一般競争入札の対象となる工事は、請負設計金額が1,000万円以上の工事で、福山市建設工事等入札参加者審査会が選定するものとする。

(入札に参加する者に必要な資格)

第3条 工事成績条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格は、入札に参加しようとする工事と同じ工種で、福山市（上下水道局を含む。）が発注した工事（最終の契約金額が500万円以上のものをいう。）の過去3年度間（入札に参加しようとする年度の前3年度間をいう。）の工事成績の平均点が別に定める点数以上であることとする。

2 前項の資格には、別の事項を付加することを妨げない。

附 則

この要領は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。